

住居確保給付金のしおり

離職等によって住居を喪失又はそのおそれのある方へ
～住居確保給付金のご案内～

足立区

住居確保給付金とは

離職、自営業の廃止又は個人の責めに帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少により、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方を対象として、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、住居及び就労機会等の確保に向けた支援を行います。

支給限度額：下記を上限として、収入に応じて調整された額を支給

53,700円（単身世帯）

64,000円（2人世帯）

69,800円（3人～5人世帯）

※ 6人以上の世帯はお問い合わせください

支給期間：3ヶ月間（一定の条件により3ヶ月間の延長及び再延長が可能）

支給方法：大家又は不動産業者等へ代理納付

住居確保給付金を受けるには、次の要件があります

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 離職等又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれがある
- ② 申請日において、離職・廃業の日から2年以内である、又は、就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にある
- ③ 離職等の日において、主たる生計維持者であった、又は、申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持している（離職前には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む）

- ④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の金額以下である（収入には、公的給付等を含む）

世帯人数	基準額		収入基準額
1人	84,000円	+家賃額	137,700円
2人	130,000円		194,000円
3人	172,000円		241,800円
4人	214,000円		283,800円
5人	255,000円		324,800円

※ 6人以上世帯の基準額はお問い合わせください

※ 家賃額は実家賃額、ただし支給限度額（2ページ参照）を超えない額とします

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が次の表の金額以下である。

世帯人数	金融資産
1人	504,000円
2人	780,000円
3人	1,000,000円
4人	1,000,000円
5人以上	1,000,000円

- ⑥ 誠実かつ熱心に求職活動を行うこと

- ⑦ 国の雇用施策による貸付（職業訓練受講給付金等）及び地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと

※ 令和3年6月11日から令和4年12月31日までの間に限り、職業訓練給付金との併給ができる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと

住居確保給付金の支給額

- 月の世帯の収入合計額が基準額以下の方の住居確保給付金支給額は、実家賃額となります。ただし住居確保給付金の支給限度額（2ページを参照）を超えない額とします。
- 月の世帯の収入合計額が基準額を超える場合は以下の計算式により算出された額となります。ただし住居確保給付金の支給限度額（2ページを参照）を超えない額とします。

$$\text{住居確保給付金支給額} = (\text{基準額} + \text{実家賃額}) - \text{月の世帯の収入合計額}$$

住宅の初期費用及び生活費が必要な方は

賃貸住宅への入居には敷金・礼金等のいわゆる「初期費用」が必要となります。「初期費用」への対応が困難な方や、住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、社会福祉協議会の「生活福祉資金（総合支援資金）」を活用することができます。

※ 生活福祉資金（総合支援資金）

継続的な生活相談・支援（就労支援等）と併せて、生活費及び一時的な資金を貸し付け、生活の立て直しを支援するための貸付けです。

- 1) 住宅入居費：40万円以内
- 2) 生活支援費：2人以上世帯/月20万円以内（単身/15万円以内）
貸付期間 原則3か月 最長1年間
- 3) 一時生活再建費：60万円以内 原則3か月

貸付利子：連帯保証人を立てる場合は無利子
連帯保証人を立てない場合は年1.5%

住居確保給付金支給までの生活費が必要な方は

住宅を喪失している方であって、住居確保給付金を受給するまでの間の生活費が必要な方は、社会福祉協議会の臨時特例つなぎ資金の貸付けを活用することができます。

- ※ 臨時特例つなぎ資金貸付
公的給付等による支援を受けるまでの間の当面の生活に要する費用の貸付（10万円以内）
貸付利子：無利子、連帯保証人不要

住居確保給付金の申請をするために必要なもの

申請書類

- ① 住居確保給付金支給申請書（様式1-1）
- ② 住居確保給付金申請確認書（様式1-1A）
- ③ 本人確認書類（次のいずれか）
運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、一般旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票の写し、戸籍謄本、在留カード等
※ 顔写真なしの証明書の場合は2点以上の提出が必要です。
- ④ 離職等関係書類
申請日を起点に2年以内に離職・廃業をしたことが確認できる書類、又は申請日において就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることを確認できる書類

⑤ 収入関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について、収入が確認できる書類

給与明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ、雇用保険の失業給付等を受けている場合は「雇用保険受給資格者証」、年金を受けている場合は「年金額改定通知（年金ハガキ）」、その他各種手当証書、その他各種福祉手帳等

⑥ 金融関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者全員の金融機関のすべての通帳等
※申請日時点の最新記帳済みのもの
※通帳なし取引（ネットやアプリ）の口座分も書面でご用意ください

追加確認書類

⑦ 入居住宅に関する状況通知書（様式第2号）

⑧ 賃貸借契約書の写し

※ 契約更新されている方は、更新後の賃貸借契約書の写しが必要です。

（離職された方）

⑨ 公共職業安定所に求職の申し込みをし、付与された求職番号

番号は、ハロワーク受付票又はハローワークカードに記載があります。

※ 令和3年12月1日以降は、当面の間、地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口での求職活動も可能となっています。その場合、求職活動を行っている地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口名称が必要です。

住居確保給付金の申請から決定まで

住宅を喪失している方の場合

◆ 入居予定住宅の確保

- 不動産媒介業者等を介して賃貸住宅を探し、住居確保給付金支給決定等を条件に入居可能な賃貸住宅を確保してください。原則として、賃貸住宅を探す範囲は申請書を提出した自治体の地域内です。
- 敷金・礼金などの入居初期費用について、社会福祉協議会の総合支援資金貸付（住宅入居費）を利用する場合はその旨不動産業者等に伝えて下さい。
- 入居可能な住宅を確保した場合には、不動産媒介業者等から「入居予定住宅に関する状況通知書」への記載及び交付を受けます。

◆ 住居確保給付金の支給申請

- 必要書類を添えて、申請書を入居予定住宅の住所を管轄する足立福祉事務所各福祉課に提出します。
- 住居確保給付金の支給開始までの生活費が必要な方は、足立区社会福祉協議会に申請書の写しを提示して、臨時特例つなぎ資金の借入れ申込みを行うことができます。

◆ 住居確保給付金の審査

- 審査の結果、受給資格ありと判断された場合は、「住居確保給付金支給対象者証明書」が交付されます。
- 受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、住宅を確保している不動産業者等に住居確保給付金不支給決定により、賃貸借契約を締結できない旨を連絡してください。
- 「住居確保給付金支給対象者証明書」の交付にあわせて、「住宅確保報告書」が交付されます。

◆ 総合支援資金貸付（住宅入居費・生活支援費）の申込み

- 敷金、礼金等の初期費用を用意することが困難な方は、足立区社会福祉協議会に「入居予定住宅に関する状況通知書」の写し及び「住居確保給付金支給対象者証明書」の写しを提出して、総合支援資金貸付(住宅入居費)の借入れ申込みが可能です。
- 住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、あわせて社会福祉協議会に総合支援資金貸付（生活支援費）の借入れ申込みが可能です。

◆ 賃貸借契約の締結

- 「入居予定住宅に関する状況通知書」の交付を受けた不動産業者等に対し「住居確保給付金支給対象者証明書」を提示し、予定していた賃貸住宅に関する賃貸借契約を締結してください。この際、総合支援資金（住宅入居費）の借入申込みをしている場合は、その写しも提示してください。
- 総合支援資金(住宅入居費)の借入申込みをしている方の場合、本賃貸借契約は、原則として「停止条件付き契約（初期費用となる貸付け金が不動産業者等へ振り込まれたことが確認された日をもって効力が発生する契約）」となります。なお、総合支援資金（住宅入居費）を活用せず、初期費用を自分で用意可能な方の場合には、通常契約となると考えられますが、混乱を防ぐため住居確保給付金対象者については全て停止条件付きの契約とするとしている不動産業者等もあると考えられますのでご注意ください。
- 総合支援資金(住宅入居費)の借入申込みをしている方は、契約締結後、賃貸借契約書の写しを足立区社会福祉協議会に提出してください。審査を経て総合支援資金(住宅入居費)が決定され、住宅入居費が不動産業者等に振り込まれます。

◆ 入居手続き

- 住宅入居費が不動産業者等に振り込まれたことをもって停止条件付きの賃貸借契約の効力が発生しますので、不動産業者等との間で入居に関する手続きを行ってください。
- すぐに住民票の設定、その他必要な手続きをしてください

◆ 住居確保給付金支給の決定

- 既に「住居確保給付金支給対象者証明書」が交付されていますが、実際に支給を受けるためには、住宅入居後7日以内に、「賃貸住宅に関する賃貸借契約書の写し」及び新住所における「住民票の写し」を添付して、「住居確保報告書」を住所を管轄する足立福祉事務所各福祉課に提出してください。
- 「住居確保給付金支給決定通知書」が交付され、あわせて、「求職活動状況報告書」が交付されます。
- 住宅を確保している不動産業者等に対して「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出してください。
- 住居確保給付金は足立区から不動産媒介業者等へ直接振り込まれます。
- 臨時特例つなぎ資金の貸付を受けている者に対しては、償還について足立区社会福祉協議会の指示を受けることとなります。
- 総合支援資金（生活支援費）の申請をしている方は、「住居確保給付金支給決定通知書」の写しを足立区社会福祉協議会に提出してください。審査が通ると貸付決定が通知されます。

住宅を喪失するおそれのある方の場合

◆ 入居住宅の貸主との調整

- 不動産媒介業者等から、「入居住宅に関する状況通知書」への記載及び交付を受けてください。

◆ 住居確保給付金の支給申請

- 必要書類を添えて、申請書を住居住宅の住所を管轄する足立福祉事務所各福祉課に提出します。

◆ 住居確保給付金の審査・決定

- 審査の結果、受給資格ありと認められた場合には「住居確保給付金支給決定通知書」が交付されます。
- 「住居確保給付金支給決定通知書」の交付と合わせて、「求職活動等状況報告書」（全員）、「職業相談確認票」（離職された方）、「常用就職活動状況報告書」（離職された方）が交付されます。
- 入居している住宅の不動産媒介業者等に対して「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出してください。
- 住居確保給付金は自治体から不動産媒介業者等へ直接振り込まれます。
- 受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、入居している住宅の不動産業者等に住居確保給付金不支給決定となった旨連絡してください。

◆ 総合支援資金貸付（生活支援費）の申込み

- 住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、社会福祉協議会に「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出し、総合支援資金貸付（生活支援費）の申込みが可能です。審査が通ると、貸付決定が通知されます。

住居確保給付金受給中の義務

- ◆ 月1回以上、足立福祉事務所生活安定支援相談員による面接の支援を受けることと、定められた書類の提出等の必要があります。

(離職された方)

- ◆ 月2回以上、公共職業安定所または地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で職業相談等を受けてください。
- ◆ 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けてください。

受給中に常用就職した場合は届出が必要です

- ◆ 支給決定後、常用就職（雇用契約において、期間の定めがない又は6ヶ月以上の雇用期間が定められているもの）した場合は、「常用就職届」を足立福祉事務所各福祉課へ提出してください。
- ◆ 提出した月の翌月以降、収入額を確認することができる書類を、足立福祉事務所各福祉課に毎月提出してください。

一定の要件を満たせば延長が可能です

- ◆ 住居確保給付金の受給期間が終了する月に、一定の要件を満たしていれば、3か月間を、2回まで、延長することが可能です。
住居確保給付金の受給期間の延長又は再延長を希望される場合は、当初の受給期間の最終月になったら、収入と預貯金分かる書類等を準備して、足立福祉事務所各福祉課へお越し下さい。
- ◆ 支給期間延長申請時においても初回申請時と同様、提出書類に基づき審査があります。

支給額を変更できる場合があります

- ◆ 以下の場合に限り、支給額の変更が可能です。
 - 住居確保給付金支給対象住宅の家賃が変更された場合
 - 収入があることから一部支給を受けていた方であって、受給中に収入が減少し、世帯収入額が基準額以下に至った場合
 - 受給者の責によらず転居せざるを得ない場合や、足立福祉事務所生活安定支援相談員の指導により同一の自治体内での転居が適当である場合
- ◆ 申請書を提出する必要がありますので、家賃額が変更になった、又は収入が減少したこと等が証明出来る書類をお持ちのうえ、足立福祉事務所各福祉課へお越しください。

住居確保給付金を中止する場合があります

- ◆ 毎月1回の足立福祉事務所生活安定支援相談員による面接等を怠る方については、支給を中止します。
- ◆ 受給中に常用就職又は受給者の給与その他の業務上の収入を得る機会が増加し、就労により得られた収入が一定額を超えた場合は、原則として、収入基準額を超える収入が得られた月の支給から中止します。
- ◆ 受給中に常用就職等をしたこと及び就労に伴い得られた収入の報告を怠った場合は、支給を中止します。
- ◆ 住宅を退去した者（大家からの要請の場合や 関係機関の指示による場合を除く。）については支給を中止します。
- ◆ 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合は、支給を中止します。

- ◆ 受給者及び受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合、禁錮刑以上の刑に処された場合、及び生活保護費を受給した場合は、支給を中止します。
- ◆ 上記のほか、受給者の死亡等、支給することができない事情が生じた場合は支給を中止します。
- ◆ 支給を中止する場合は、「住居確保給付金支給中止通知書」を交付します。

住居確保給付金の再支給について

- ◆ 住居確保給付金の受給期間終了後に、新たに解雇（受給者の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く）された場合や会社が倒産した場合に限り、再度支給を受けることができます。
 - ◆ あらかじめ雇用期間が決まっていて、更新のないことに合意していた場合は会社都合の解雇には当たりません。
 - ◆ 再支給申請時においても従前の申請時と同様、提出書類に基づき審査があります。
- ※ 令和3年2月1日から令和4年12月31日までの間に限り、過去に住居確保給付金を受給し支給が終了した後に、離職や休業により再度支給要件に該当することになった方は、新たに3か月間に限り再支給ができる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

住居確保給付金を徴収する場合があります

- ◆ 住居確保給付金の受給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付を自治体が徴収するとともに、以降の住居確保給付金の支給も中止することとなります。